

## ポルシェ・ホールディング・グループの一般調達条件(通称: GTCP)

### パートD: 情報技術(IT)および/または電子情報通信(TC)分野におけるサービスの購入条件

本パートDの以下の特別規程(「IT TCP」)は、パートAの規程に加えて、情報技術(IT)および/または電子情報通信(TC)の分野におけるサービスに適用されるものとします。

#### 1. 定義

これらのIT TCPで使用される語は、以下の意味を持ちます:

- 1.1 「アジャイル開発サービス」とは、反復的かつ漸進的なアプローチによって提供され、その原則が「アジャイルソフトウェア開発のためのマニフェスト」(アジャイルマニフェスト)に基づく開発サービスを意味します。
- 1.2 「オペレーティング・ソフトウェア」とは、ハードウェア(例:オペレーティング・システム)の意図された使用のために必要とされるソフトウェアを意味します。これは、それがクライアントに提供される際にハードウェアに既にインストールされているか、それ以降にインストールされる必要があるかは問いません。
- 1.3 「クラウドサービス」とは、インターネット等のネットワーク環境を介してサービスとして提供されるIT関連サービスをいいます。請負業者が提供するこれらのサービスには、様々なレベルの垂直統合(PaaS、IaaS)を行うアブリケーション(SaaS)または仮想化ITインフラ資源の提供が含まれます。請負業者は、自分が提供する資源の維持およびセキュリティについて責任共有モデルに基づき責任を負い、一方、クライアントは、これらの資源で運用されるビジネスプロセス、アプリケーションおよびデータの管理およびセキュリティについて責任を負います。
- 1.4 「コピーレフト効果」とは、フリーおよびオープンソースソフトウェアに適用されるコピーレフトライセンスの特定の使用条件に基づき、フリーおよびオープンソースソフトウェア、および該当する場合、フリーおよびオープンソースソフトウェアに関連する他のソフトウェアのさらなる開発および/または修正を配布し、ソースコードとともにそれを公開する、一定のフリーおよびオープンソースソフトウェアライセンス(コピーレフトライセンスとして知られる)に存在する義務の法的帰結を意味します。
- 1.5 「内蔵ソフトウェア」とは、ハードウェアに統合されるソフトウェアを意味します。
- 1.6 「組み込みソフトウェアには、標準ソフトウェアまたはカスタマイズされたソフトウェアがあります。
- 1.7 「開発サービス」とは、請負業者が特定の納入品目(例えば、ソフトウェア、サービスおよびアプリ)の開発、カスタマイズを開発する契約サービスを意味します。開発サービスの成果物は、通常、カスタマイズされたソフトウェアです。
- 1.8 「フリーカつオーブンソースのソフトウェア」(FOSS)とは、各権利所有者により、包括的、すなわち、編集および配布の目的(編集された形態を含む)を含む、およびそれぞれのライセンス要件(例えば、ライセンス情報の提供、変更の開示、ソースコードの提供など)に準拠したロイヤリティフリーの使用のために、誰に対してもライセンスを供与され、そのソースコードが利用可能なソフトウェアを意味します。
- 1.9 「カスタマイズされたソフトウェア」とは、クライアントまたはポルシェグループ会社のために特にプログラムまたは開発されたソフトウェアを意味します。カスタマイズされたソフトウェアには、例えば、開発サービス、カスタマイズまたはサポートおよび保守サービスの一部として、クライアントまたはポルシェグループ会社のために開発またはプログラムされた標準ソフトウェアのソフトウェアコンポーネントも含まれます。
- 1.10 「移行サポート」とは、顧客が別の技術ソリューションまたは別のプロバイダに切り替えるを支援するためにプロバイダが提供するサービスを意味します。これには、移行期間中、同じ条件で以前のサービスを継続して提供することも含まれます。
- 1.11 「オープンコンテンツ」とは、ソフトウェア、フォント、メディア、写真、その他の素材など著作権で保護されたコンテンツを指し、一定の条件下でのコンテンツの自由な使用、編集、再配布を許可するライセンスの下で公開されます。
- 1.12 「保守サービス」とは、請負業者がソフトウェアまたはハードウェアの保守および更新を請け負う契約サービスを意味します。メンテナンスサービスには、特に、アップデート、アップグレード、新しいプログラマバージョンの提供が含まれます。
- 1.13 「財産権侵害」とは、工業所有権(例えば、特許)およびそれに対応する出願、著作権および法的に保護された企業秘密を含む第三者の権利を、契約サービスまたはその契約もしくは意図された使用を通じて侵害することを意味します。
- 1.14 「セキュリティテスト措置」とは、ITセキュリティに関連するエラー、脆弱性、またはセキュリティギャップを明らかにすることを意図した措置を意味します。これには、特に、コンピュータ又はネットワークシステムへの侵入、ハードウェア及びソフトウェアの分析、テスト又は適合を目的とした探索的、攻撃的なテスト手順又は調査(特に、負荷、ストレス及び侵入テスト、使用されたハードウェア及びソフトウェアコンポーネントの分析、ソフトウェアの逆コンパイル/リバースエンジニアリング、プログラム保護デバイスの削除又は回避)が含まれます。
- 1.15 「標準ソフトウェア」とは、クライアントのために特別に開発されていないソフトウェアを意味します。
- 1.16 「サポートサービス」とは、請負業者がユーザーサポートを引き受けける契約上のサービスを意味します。請負業者は、例えば、コールセンターまたはヘルプデスクの一部として利用者からの問い合わせを受け付け、それらに対応し、欠陥またはエラーを修正します。

#### 2. 範囲

- 2.1 クライアントが請負業者または第三者のライセンス/ユーザー条件に同意する場合、使用権の型および範囲を規定する規則のみが適用されるものとします。特に税金および請求書、保証、責任、適用法および/または管轄地に関する追加規程は適用されないものとします。
3. 契約業務
- 3.1 請負業者は、合意されたまたは一般的に慣習的な品質に基づき、現在の技術水準および業界における慣習的な注意に従って、契約業務を提供するものとし、すべての場合において、少なくとも慎重なビジネスマンに期待される注意を払って、継続的に監視し、文書化するものとします。
- 3.2 請負業者は、供給されるすべての製品およびサービスが現行の安全基準に適合することを保証し、重要な安全対策をクライアントに通知するものとします。また、既知の脆弱性やセキュリティインシデントがあれば、ただちにクライアントに通知します。
- 3.3 請負業者は、契約業務を提供する際、該当する各版における顧客の最低限のセキュリティ要求事項を遵守しなければなりません(ポルシェ・ホールディング・サプライヤPortal ([Link](#))から入手可能)。
- 3.4 契約業務には、契約において明示的に合意されない限り、請負業者または第三者が個人データを収集、送信、店またはその他処理することを可能にする機能は含まれないものとします。
- 3.5 請負業者が契約業務を提供するためにクライアントのシステムへのアクセスを要求する場合、これは、クライアントの最低要件に準拠してのみ許可され、クライアントの明示的な事前の同意を必要とします。
- 3.6 クライアントは、資源(ハードウェア、ソフトウェア、施設など)を提供する義務は、これが書面により明示的に合意された場合にのみ負うものとします。
- 3.7 契約当事者が本ソフトウェアのソースコードの提供にも同意した場合、保守サービスの一環として提供される本ソフトウェアの更新、アップグレードまたはその他の新バージョンを含め、完全な開発文書および開発ツールとともにこれを提供するものとします。
- 3.8 請負業者は、6ヶ月以上の連続する期間、契約業務を提供した場合、依頼人の要求に応じて移住支援を提供するものとします。この支援のために、慣習的な市場レートでの追加報酬を要求することができます。ただし、契約終了時の特別な事情により、請負業者が支援を提供することが不当である場合、請負業者は、当該支援を提供する義務を負いません。
- 3.9 請負業者は、要求に応じて、標準的な市場条件で、クライアントの契約サービスの保守およびサポートサービスを提供するものとします。
4. フリーでオープンソースなソフトウェア(FOSS)やその他のオープンなコンテンツ
- 4.1 請負業者がFOSSを引き渡される製品またはサービスに統合することを意図する場合、請負業者は、以下の基本的な契約サービスを提供することを約束します。供給業者は、(i)クライアントの確立したプロセスおよびこの目的のために提供される標準文書およびツールに従い、具体的なFOSSに関する包括的かつ正確な情報(正確な名称、バージョン、関連するライセンスおよび使用条件、ソフトウェアのソースおよび著作権または著作者通知を含む)をクライアントに提供するものとします。さらに、(ii)請負業者は、上記FOSSを使用する理由を説明しなければなりません。最後に、(iii)請負業者は、異なるFOSSコンボーネントまたはライセンス間の互換性チェックが、納品物品の範囲内でのライセンス準拠の使用を保証するために実施されたことを保証します。請負業者は、要請を受けることなく、これらの情報を一般的に理解できる形式で提供しなければなりません。
- 4.2 「FOSS」は、「クライアント」が事前に書面にて同意した場合に限り、納品物に含まれることができます。これはまた、各FOSSライセンス条件が、納品物におけるFOSSの使用計画を明示的に許可している場合にも適用されます。
- 4.3 FOSSを使用する場合、請負業者は、納品物および/またはソフトウェアまたはシステムが、第三者の権利またはその他の義務、特に著作権による影響ではなく、負担されないようにその使用を設計するものとします。さらに、使用されるデジタル署名またはクライアントの認証されたプログラミング手順と矛盾せず、使用されるソフトウェアに関連する認証情報、暗号鍵またはその他の情報に影響を受けず、特に第三者に開示する必要がない方法でのみ使用することができます。
- 4.4 クライアントの他の権利を損なうことなく、請負業者は、第4.3条の要件および納入品目のために使用されるすべてのFOSSに関する関連ライセンスのすべての要件を遵守すること、納入品目には他のフリーでオープンソースのソフトウェアが含まれていないこと、およびこれを超える著作権条項の侵害がないことをクライアントに保証します。
- 4.5 FOSSの各ライセンス条件に基づき要求される限り、請負業者は、引渡し品目の引渡し時までにFOSSのソースコードおよびその変更をクライアントに引き渡すことが不可欠な契約上の義務であることを承諾します。

- 4.6 外部委託先が関与する場合は、同様に本第4項に従うものとします。
- 4.7 請負業者は、本第4条に定める義務に違反した場合、または使用したFOSSのライセンスおよび使用条件の規程に違反した場合、それに起因する請求、損害、損失または費用につき、依頼人およびその関連会社を補償するものとし、依頼人の要求に応じて、それらを第三者の請求から防御するものとします。本第4条の違反は、契約の重大な違反を構成します。
- 4.8 本セクションの規程は、一般にオープンコンテンツと呼ばれるものの使用にも適用されます。
5. **使用権および知的財産権出願**
- 5.1 納品物の使用に起因するあらゆる形態の結果および本契約関係に起因する作業結果はすべて、以下に明確に規定されない限り、クライアントの財産です。クライアントは、編集、翻訳、複製、頒布、公に複製し、公衆の利用に供する権利を含む、制限なく使用および利用に関する現在および将来のすべての権利を有するものとします。請負業者は、サービスの契約上の提供に必要な範囲を超えて、これらの結果を使用する権限を有していません。
- 5.2 請負業者は、別途契約で合意されない限り、契約上のサービスの契約上のまたは意図された使用に必要な使用/ライセンスの権利を、それぞれの権利保有者から自己の費用で取得するものとします。
- 5.3 請負業者は、契約業務の提供中に発生する保護および特許権の対象となるすべての成果物をクライアントに通知するものとします。発明の場合、クライアントは、発明の登録に关心があるかどうかを直ちに評価し、発明の登録を意図する場合、通知後6週間以内に請負業者に通知するものとします。この場合、請負業者は、依頼人が発明を保護し、依頼人の名義で対応する財産権出願を提出できるようにするために必要なすべてのことを行い、省略することは一切行わないものとします。この場合、クライアントは、発明の利用に関連するすべての権利および義務、ならびに利用の結果として発生するすべての費用を引き受けたことを約束します。クライアントが適時に当該発明を利用しない場合、クライアントは、時間、空間および内容に関して無制限に、特許性のある納品物を無償で使用する非独占的権利を受領するものとします。
- 5.4 クライアントは、クライアントが請負業者に提供するすべての技術要件プロファイル、イラスト、商品、生産手段、デジタル・データ・キャリア、図面、アクセス/利用計算、サンプル、およびその他の文書および業務資源に対するすべての権利、特に財産権および著作権を留保します。これらの権利は、クライアントの明示的な書面による同意なしに、第三者にアクセス可能にすることはできず、契約業務の提供のために独占的に使用されねばならず、契約業務の完了後、要求されることなくクライアントに返却されねばならず、コピーは破棄または削除されます。
- 5.5 クライアントは、契約サービスのセキュリティテストを無償で実施する権限を与えるべきである。請負業者は、その権利がセキュリティ試験により影響を受ける可能性がある場合、第三者から必要な同意を得るものとします。
- 5.6 これらのIT TCPの範囲内で許諾された使用権はすべて、クライアントが委任した第三者者が行使することができます。ただし、クライアントが委任した第三者による行使は、クライアントの命令を履行するためにのみ行われます。特に、クライアントは、第三者にセキュリティテスト措置の実施を委託することができます。これには、ITセキュリティ会社、ITセキュリティ専門家、セキュリティ脆弱性を特定するためのプラットフォーム/インシシアチブの提供者(ハグ報奨金プログラム)および/またはハグ報奨金プログラムの参加者が含まれるが、これらに限定されません。
- 5.7 これらのIT TCPで許諾されたすべての権利は、ポルシェ・ホールディング・グループ会社も利用可能です(第1節TCPパートA参照)。
6. **データ使用権、削除、開示**
- 6.1 請負業者は、契約業務の提供に必要な範囲においてのみ、クライアントのデータを使用する権限を有します。請負業者は、本データに対する所有権またはその他の権利を主張しないものとし、特に、データ収集、データベース作成またはデータ分析などのビッグデータ目的にクライアントのデータを使用しないものとします。
- 6.2 すべてのデータは、クライアントの要求に応じて、追加費用なしで、業界で慣習的な電子フォーマットまたは事前に合意された電子フォーマットで提供されなければならず、少なくとも毎日更新されなければなりません。データは、依頼人が指名した第三者にも引き渡されるものとします。そのように送信されたデータは、クライアントのシステムに容易に再統合でき、合理的な努力で他のシステムに移転できるものでなければなりません。また、専門家が明確に理解できるように構成されなければならないません。特定のファイル形式が合意された場合、変更是クライアントの事前の同意がある場合にのみ許可されます。
- 6.3 明示的に別段の合意がない限り、請負業者は、契約業務の終了後6ヶ月以内に、そうすることを要求されることなく、すべてのデータを削除し、そうしたことを書面で確認しなければなりません。
- 6.4 請負業者は、依頼人の書面による同意がある場合、またはデータの移転および受諾が完了した後に限り、これに先立ってデータを削除することができます。
- 6.5 請負業者は、データを保持する権利を有しません。
7. **証拠収集手続の支援**
- 7.1
- 請負業者は、正式な証拠手手続きに関連して必要であり、データまたは秘密保持の説得力のある理由に抵触しない限り、情報およびデータを安全に保護し、収集し、公開することにより、合理的な範囲でクライアントを支援するものとします。
8. **標準ソフトウェア契約サービス**
- 8.1 請負業者は、標準ソフトウェアおよび関連文書を顧客に提供するものとします。
- 8.2 請負業者は、標準ソフトウェアを標準データキャリア上の実行可能なオブジェクトコードで提供するものとします。
- 8.3 特に設置、使用、運用または保守に関する文書は、印刷物またはデジタル印刷可能な形式で、ドイツ語(ドイツ語圏の場合)または英語でクライアントに提供されるものとします。主な義務は文書の提供である。文書は、請負業者からの支援なしに、平均的なユーザーがソフトウェアを使用できるような適切なものでなければなりません。提供される操作マニュアルは、IT専門家がソフトウェアのインストール、操作、保守を行えるようにするものでなければなりません。
9. **標準ソフトウェアライセンス/使用権**
- 9.1 請負業者は、契約地域およびコンテンツに関して無制限であり、ポルシェ・ホールディング・グループ内で譲渡可能であり、かつすべての既知および未知の使用形態に関してサプライセンス可能ないくつかの段階を含む)標準ソフトウェアを使用する非独占的、取消不能の使用権をクライアントに付与するものとします。締約国は、権利が未知の種類の権利のため行使される場合には、適当な報酬について合意します。その使用には、特に、その契約上の使用のために提供される標準ソフトウェアの複製、コンピュータシステムへの必要なインストール、データベースのロード、実行および処理を含む記憶装置が含まれる。使用権には、クライアントのために第三者によって標準ソフトウェアとともに実際に実行されるプログラムを処理および開発する権利が含まれるが、これに限定されず、これは近隣のシステムおよびプログラムとの相互運用性の確立にも適用されます。標準ソフトウェアの期限付き譲渡が明示的に合意されない限り、使用権は、無期限に付与されます。所有権の移転は、使用権の付与とは関連しません。
- 9.2 標準ソフトウェアに対するクライアントの使用権の内容制限、特にインストールの数または(指名されたまたは同時にアクセスする)ユーザーに関する制限は、標準ソフトウェアの直接使用にのみ適用されるものとし、標準ソフトウェアと相互運用するクライアントが使用する他のシステムおよび/またはプログラムにアクセスするユーザーによる標準ソフトウェアの間接使用には適用されないものとします。
- 9.3 請負業者が、欠陥の修正の一環として、標準ソフトウェアまたは更新された文書の修正、バッチ、更新、アップグレードまたは新バージョンをクライアントに提供する場合、これらは、契約当事者が、付与された使用権を含め、直近に提供された標準ソフトウェアについて合意したすべての条項にも従うものとします。
- 9.4 標準ソフトウェアの使用に特別なアクセスツール、装置または特別なライセンスが必要な場合、請負業者は、これらの十分な数量を提供するものとします。
- 9.5 顧客は、請負業者に欠陥の是正を2回前に試みることを許可した場合、標準ソフトウェアを処理する権限、特に標準ソフトウェアに変更、拡張またはその他の修正を加える権限を有します。クライアントは、契約の範囲を超えて、これらの適合物に対するクライアント自身の使用または利用の権利を付与されないものとします。さらに、クライアントは、著作権法、GBGI No. 111/1936(改正)の第40条の範囲内で、標準ソフトウェアを逆コンパイルする権限を有します。請負業者は、他のハードウェアおよびソフトウェアとの相互運用性を確立するために必要なすべてのデータおよび情報を、書面による要求に応じてクライアントに提供するものとします。
- 9.6 クライアントは、バックアップおよびアーカイブ目的のためにクライアントに提供される標準ソフトウェアのコピーを作成し、使用することができます。クライアントがオンラインダウンロードにより標準ソフトウェア入手している場合、クライアントはそれをデータキャリアにコピーすることができます。その後、標準ソフトウェアの権利は、データキャリアでの購入の場合と同じ方法で使い果たされます。
10. **ハードウェア契約サービス**
- 10.1 ハードウェアはCE認証を受け、有効なOVE規則に従って納品する必要があります。
- 10.2 請負業者は、組込みソフトウェアおよび/またはオペレーティング・ソフトウェアおよび関連文書を含むハードウェアをクライアントに提供するものとします。組込みソフトウェアおよび/またはオペレーティング・ソフトウェアが標準ソフトウェアである限り、第8条および第9条がそれに応じて適用されるものとし、組込みソフトウェアおよび/またはオペレーティング・ソフトウェアがカスタマイズされたソフトウェアである限り、第12条および第13条が代わりに適用されるものとします。本IT TCPおよび本TCPのパートA一般セクションは、組み込みソフトウェアおよびオペレーティング・ソフトウェアにのみ適用されるものとし、例外として、クライアントが、請負業者の組み込みソフトウェアおよびオペレーティング・ソフトウェアの使用許諾/期を受諾する場合、第21条がそれに応じて適用されるものとします。

11.	<b>クラウドサービス契約サービス</b>	14.4	いつでも、草案段階及び暫定的な状況として結果を提出するよう要請することができます。請負業者および依頼人は、交換されるすべての情報について連絡担当者を任命するものとします。調整会議は、開発サービスの内容と実施について協議し、契約の履行に必要なすべての情報を交換するために、契約当事者の連絡担当者間で定期的に開催されます。請負業者により指名された担当者は、開発サービスの提供を計画し、調整し、監視する最終責任を負うものとします。
11.1	クラウドサービスの提供の一環として、「請負業者」は、「請負業者」側の法律上またはライセンス上の不法行為に起因する可能性のある、全ての第三者の請求および関連費用に対して、「クライアント」を完全に免责することを約します。	15.	<b>開発サービス受入</b>
11.2	契約上別段の合意がない限り、クラウドサービスの利用可能性は、暦月に対して99.98%とします。	15.1	請負業者は、開発サービスが受け入れ可能であることを書面でクライアントに通知するものとします。その後、契約パートナーは、開発サービスの受諾の時期および場所について合意するものとします。受入検査は、シミュレーされたおよび/または実際の操業条件下で少なくとも連続10営業日実施するものとします。ただし、クライアントが個別の場合において文書でこの要件を放棄する場合はこの限りではない。顧客は、請負業者と協議の上、厳密なパラメータ、特に本受入試験の期間を決定するものとします。顧客は、受入検査を自ら実施することもできるが、請負業者に、顧客の立会いのもとで受入検査を実施するよう要求することもできます。この文脈において、クライアントは、コードスキヤニングツールを使用して契約書に記載された要件の充足を確認するか、または請負業者に確認させる権利を有します。受入試験中に生じた欠陥は、請負業者が記録し、依頼人に書面で送付し、依頼人はそれを承認しなければなりません。
11.3	クラウドサービスは、現在の技術的状況に対応していなければなりません。	15.2	瑕疵または重大な瑕疵がない場合、クライアントは、受入検査なしの受入の場合、開発サービスの受領から10営業日以内に、また15営業日以内に、書面にて受入を宣言するものとします。(15) 受入検査による受入の場合、受入検査完了の営業日。ただし、これより長い期間が相互に合意される場合を除きます。部分的サービスの受諾は、クライアントが、受諾全体を通じて既に受諾された部分的サービスにおける欠陥を主張することを制限するものではありません。ただし、かかる欠陥がシステム部分の相互作用を通してのみ明らかになる場合はこの限りではありません。
11.4	別段の合意がない限り、請負業者は、日々のデータバックアップを実施するか、またはクライアントが実施できるようにしなければなりません。データのバックアップは、セクションの条件を満たさなければなりません。	15.3	請負業者は、受入を妨げる瑕疵を直ちに是正し、受入のために開発サービスを再提出するものとします。上記の規程は、更新された受諾に準用されるものとします。
11.5	6. 別段の明示的な合意がない限り、データのバックアップは6か月後に削除されなければなりません。	15.4	クライアントによる支払いは、契約業務が受諾されたこと、または受諾が放棄されたことを意味するものと解釈されないものとします。
11.6	請負業者は、クラウド・サービスに対するクライアントに関連する変更(例えば、インターフェース)を実施する前に、クラウド・サービスの契約上の使用を中断なく維持するために必要な情報を、適時にテキスト形式でクライアントに提供するものとします。	16.	<b>開発サービスの所有権、ライセンスおよび使用権</b>
11.7	請負業者は、EU内または安全な第三国でのみデータを保管および処理するものとし、依頼人の書面による同意なく保管および処理の場所を変更しないものとします。これは、アプリケーション、ソフトウェアおよび/またはインフラストラクチャに障害が発生した場合、または契約で定められた緊急事態が発生した場合に使用される外部のバックアップサーバおよびバックアップデータセンターにも適用されます。	16.1	請負業者は、開発サービスに対するすべての財産権または、これが適用法に基づき不可能な場合、編集、翻訳、逆コンパイル、その他変更、複製、配布、公衆に提供する権利を含む、あらゆる種類の使用に関する時間、場所および内容に関する制限なしに開発サービスを使用する独占的、譲渡可能、取消不能、サブライセンス可能な権利をクライアントに付与するものとします。
12.	<b>ソフトウェア契約サービスのカスタマイズ</b>	17.	<b>開発サービスの中止、終了</b>
12.1	請負業者は、顧客に、オブジェクトおよびソースコードのカスタマイズされたソフトウェアを、ユーザー文書、プログラミング文書およびカスタマイズされたソフトウェアの処理に必要な開発ツールとともに提供するものとします。	17.1	これまでに付与された使用権および創出されたすべての作業成果の移転および/または明け渡しは、取消または終了によって影響を受けないものとします。解約または解約の場合、請負業者は、解約または解約に責任を負う場合を除き、既に発生した必要経費を補償する権利を有するものとします。
12.2	請負業者は、コードスキヤニングツールを使用して、カスタマイズされたソフトウェアの品質および最新技術を文書化するものとする。詳細なコードスキヤニング文書(クライアントと合意したスキャン結果レポート)は、それぞれの契約サービスに手渡す必要があります。	18.	<b>AGILE開発サービス契約サービス</b>
12.3	文書は、ドイツ語(ドイツ語を話す場所の場合)または英語で、印刷またはデジタル印刷可能な形式でクライアントに提供されるものとします。主な義務は、文書と開発ツールの提供です。ユーザー文書は、請負業者からの支援なしに平均的なユーザーがソフトウェアを使用できるような適切なものでなければなりません。提供される操作マニュアルは、IT専門家がカスタマイズされたソフトウェアのインストール、操作、および保守を行えるようにしなければなりません。	18.1	請負業者は、追跡可能な技術的方法で提供されるジャイル開発サービスを文書化し、選択したジャイル開発手法の枠組み内において、開発の進捗状況を記載する現行文書を随時クライアントに閲覧させることを約束します。
12.4	請負業者は、カスタマイズされたソフトウェアをインストールし、統合し、設定し、運用準備が整った状態でクライアントに引き渡すものとします。	19.	<b>ジャイル開発サービス受入</b>
12.5	本第12条に定めるすべての契約業務および第13条に定める使用権の付与は、契約に定める報酬の対象となります。	19.1	ジャイル開発サービスは、プロジェクト完了後、常に全体承認(最終承認)の対象となり、第15条の規程がそれに応じて適用されます。ただし、サービスの一部、コンセプト、開発、仕様、マイリストーンは、ジャイル開発の一部として定期的に確認されます。ただし、選択したジャイル開発方法の一部として、完了後に該当するサービスセクションがテストされ、不具合がログに記録されます。この確認は、受諾としても部分的受諾としてもみなされないものとするが、単に関連するサービス条項の解除を含み、その後、請負業者は合意された範囲でサービスを提供し続け、サービス条項に対する報酬は免除されるものとします。
12.6	請負業者は、契約業務に、請負業者からのものでも依頼主からのものでもない標準ソフトウェアが含まれる場合、別段の合意がない限り、標準ソフトウェアを調達し、依頼主に提供するものとします。	19.2	請負業者は、個々のサービス部門のそれぞれの確認および最終受入試験の一環として、個々のサービス部門および全体のサービスが、生産運転と同様の条件下で、サービス部門または全体のサービスに関して事前に定義されたすべての要件および受入基準を満たしていることを証明しなければなりません。特に、各サービス部門を現在の開発状況や契約サービスの全体統合に統合することによってのみテストできる機能や、個々のサービス部門やシステム全体のパフォーマンスがテストされます。受入テストは、契約サービスの生産的な利用を構成するものではありません。
12.7	請負業者に過失がある場合にのみ請求ができる契約上のサービスの欠陥に起因してクライアントが費用を負担する場合、請負業者は、自らの過失と同程度に第三者の過失に責任を負うものとします。	19.3	その他すべての点において、第14条から第16条までの規程は、本条に別段の規程がない限り、ジャイル・ディベロップメント・サービスに準用されるものとします。
12.8	請負業者は、サービス提供の進捗状況について顧客に定期的に通知するものとします。		
12.9	請負業者およびその派遣要員は、契約業務に特に適格であり、同等の業務に十分な経験を有することを要求される。依頼人は、その証拠を要求することができ、それがない場合、プロジェクト・マネージャーまたは派遣従業員の交代を要求することができます。		
13.	<b>個々のソフトウェア所有権、ライセンスおよび使用権</b>		
13.1	ソースコード、テストおよび開発報告書、提案、アイデア、草案、設計、提案、サンプル、モデル、図面、CADデータセット、サービス記述、文書、プログラム、本目的のために作成されたツールを含むソフトウェア、既存の標準ソフトウェアのカスタマイズサービスおよびその他のサービス結果(以下総称して「作業結果」という)を含む、カスタマイズされたソフトウェアの開発の過程で生じる請負業者からのすべての結果および中間結果の所有権は、作成時、および具現化対象物に関する限り、これらの対象物の引継時に、クライアントに移転するものとします。		
13.2	その他すべての点において、クライアントは、その創作時およびその引き渡し時までに、すでに第5.1条に規定されているように、時間、場所および主題に関する無制限である、これらの著作物の成果に対する独占的、補償された、取消不能の、譲渡可能な、サプライセンス可能な使用権を受領するものとします。		
13.3	許諾されたサプライセンスまたは使用権は、契約からの撤回または契約の終了によって影響を受けないものとします。		
14.	<b>開発サービス契約サービス</b>		
14.1	請負業者は、開発サービスを適切に、最新のプログラミング基準を含む最新の技術水準に従って提供するものとします。その際、請負業者の注意を喚起されたクライアントの現在適用される(品質)基準および作業方法に従うものとします。		
14.2	請負業者は、合意された品質に開発サービスを提供するために、開発期間全体を通じて、請負業者に割り当てられた活動に対する個人的な適性および専門知識を有することを保証するために、配置された従業員を慎重に選定するものとします。		
14.3	請負業者は、理解可能な技術的方法で提供された開発サービスを文書化し、開発サービスの状況について顧客に定期的かつ要求に応じて通知する主な義務を負います。クライアント		

## 20. 保守およびサポート・サービス契約サービス

- 20.1 請負業者は、合意された期間内に、ただしいかなる場合においても、誤りおよび故障のリスクおよび影響に関して合理的な期間内に、サポートサービスの範囲内で誤りおよび故障を是正するものとします。
- 20.2 メンテナンスサービスが合意された場合、請負業者は、納入品を継続的に開発し、バッチ、アップデート、アップグレードおよび新プログラムバージョンをクライアントに提供するものとします。
- 20.3 標準ソフトウェアのすべてのバッチ、アップデート、アップグレードまたは新しいプログラムバージョンに関する限り、第8条および第9条が相応に適用され、個々のソフトウェアに関する限り、第12条および第13条が代わりに適用されます。

## 21. TCサービス契約サービス

- 21.1 請負業者は、電気通信役務を提供する場合、関連する電気通信規則を遵守するものとし、特に電気通信の秘密を遵守するものとします。請負業者は、電気通信役務の提供に関与するその従業員および代理人に対し、電気通信の秘密を遵守する義務を負うものとします。
- 21.2 請負業者は、クライアントが電気通信法の觀点から電気通信サービス提供者と見なされる場合、またはその他の点で責任ある当事者と見なされる場合、クライアントが電気通信法に基づく義務を完全に履行できるように、その電気通信サービスを提供するものとします。特に、請負業者は、電気通信法に基づくクライアントの報告および緊急通報ならびに顧客およびデータ保護義務を考慮するものとします。

## 22. AIシステム受託サービス

- 22.1 請負業者の請負サービスの主題がAIシステムの使用、開発または運用を含む場合、請負業者は、その人員およびAIシステムの運用、開発または使用に請負業者が從事する他の人員がAI法第4条の意義の範囲内で適切な水準のAI能力を取得することを保証しなければなりません。この義務には、特に、技術的、法律的、倫理的な知識の提供、ならびに人工知能システムの使用におけるリスク認識と実践的な熟練が含まれます。
- 22.2 請負業者は、依頼人の要求があり次第、その5暦日以内に、AI法第4条に基づく自己の従業員の訓練の証拠(当該訓練の性質および内容、ならびにその時期および頻度に関する情報)を含むが、これらに限定されない)を提供するものとします。請負業者は、請負業者の人員の不十分な訓練に起因または関連する第三者のあらゆる請求につき補償し、クライアントに損害を与えないものとします。

## 23. 標準化されたノンハイリスクの人工知能システム契約サービス

- 23.1 「成果物」または「成果物」のいずれかの機能を遂行するために必要なオンライン・サービスが、「AI法」第3条第(1)項の意義の範囲内で、「依頼人」のために特に開発されていない「AIシステム」を含む場合、「請負業者」は、当該システムが、「AI法」の意義の範囲内で、高リスクの「AIシステム」に該当しないことを保証するものとします。システムのリスク特性に影響を及ぼす可能性のある変更は、不当に遅延することなく顧客に通知されるものとします。
- 23.2 請負業者は、アートに基づき提供業者に課されるすべての義務の遵守を保証するものとします。50 AI法さらに、「請負業者」は、「AIシステムまたは「成果物」における合理的な技術的措置の実施を通じて、「Art」に基づきオペレータに課される義務の履行を確実にするものとします。50 AI Actが促進されます。
- 23.3 クライアントが、アートに基づく運営者としての義務に従う場合。50 AI法により、請負業者は、特に依頼人の注意を喚起し、適切な技術的および文書的措置を通じて当該義務の履行を依頼人に支援するものとします。
- 23.4 請負業者は、要求に応じて、AIシステムの法的評価、順守使用および適切な文書化ならびに個人データの関連処理に必要なすべての情報を顧客に提供するものとします。特に、請負業者は、AIシステムに関するデータ保護影響評価の実施に必要なすべての情報を提供するものとします。
- 23.5 請負業者は、依頼人にAIシステムのオペレーティング・マニュアルを提供するものとし、特に、第3条第12項のAI法の意味におけるAIシステムの意図された目的、AIシステムの機能性、その限界、既知のリスク、およびその適切な使用を文書化するものとします。

## 24. ノンハイリスク人工知能システムの開発サービス受託サービス

- 24.1 請負業者が、第6条AI法の意味における高リスクAIシステムとして分類されないAI法第3条第1項の意義の範囲内でAIシステムを開発するために依頼人から従事する場合、請負業者は、開発されたシステムがその開発完了後に高リスクAIシステムに該当しないこと、および該当しないことを保証するために適切な措置を講じるものとします。
- 24.2 請負業者は、開発された人工知能システムのリスク評価を文書化し、使用した訓練、検証および試験データ、モデル、評価方法、および制限事項の説明とともに、かかる文書をクライアントに提供するものとします。
- 24.3 請負業者は、開発中またはその後に、当該システムが第6条AI法の意義の範囲内で高リスクAIシステムに分類される可能性がある旨の表示が生じた場合、不当に遅延することなく依頼人へ通知するものとします。

24.4

請負業者は、開発されたAIシステムが、依頼人がアートに基づくその運営者の義務を遵守できるような方法で設計されていることを保証しなければなりません。50 AI法および要求に応じて、依頼人がAI法に基づく義務を履行できるようにするために、追加報酬を請求することなく、すべての必要な情報および支援を依頼人に提供するものとします。

- 24.5 請負業者は、第13条AI法の要件を順守するオペレーション・マニュアルをクライアントに提供するものとし、それは特に、AIシステムの意図された目的、機能性、制限、既知のリスク、および適切な使用を文書化するものとします。

## 25. ノンハイリスクの人工知能システムのためのカスタマイズされたソフトウェア契約サービス

- 25.1 請負業者が、第6条AI法の意味における高リスクAIシステムとして分類されないAI法第3条第1項の意義の範囲内でAIシステムを開発するために依頼人から従事する場合、請負業者は、開発されたシステムがその開発完了後に高リスクAIシステムに該当しないこと、および該当しないことを保証するために適切な措置を講じるものとします。
- 25.2 請負業者は、開発された人工知能システムのリスク評価を文書化し、使用した訓練、検証、および試験データ、モデル、評価方法、および制限事項の説明とともに、かかる文書をクライアントに提供するものとします。
- 25.3 請負業者は、開発中またはその後に、当該システムが第6条AI法の意義の範囲内で高リスクAIシステムに分類される可能性がある旨の表示が生じた場合、不当に遅延することなく依頼人へ通知するものとします。
- 25.4 請負業者は、開発されたAIシステムが、依頼人がアートに基づくその運営者の義務を遵守できるような方法で設計されていることを保証しなければなりません。50 AI法および要求に応じて、依頼人がAI法に基づく義務を履行できるようにするために、追加報酬を請求することなく、すべての必要な情報および支援を依頼人に提供するものとします。
- 25.5 請負業者は、第13条AI法の要件を順守するオペレーション・マニュアルをクライアントに提供するものとし、それは特に、AIシステムの意図された目的、機能性、制限、既知のリスク、および適切な使用を文書化するものとします。

## 26. ノンハイリスクの人工知能システム用標準ソフトウェア契約サービス

- 26.1 請負業者が第6条AI法の意義の範囲内で事前に開発された高リスクAIシステムを納入する場合、請負業者は、AI法に基づくその義務の遵守を保証します。
- 26.2 請負業者は、第29条以下および第Artにに基づき、依頼人が運営者としての義務を履行するために必要なすべての情報および文書を依頼人に提供するものとします。50 人工知能法
- 26.3 請負業者は、AIシステムが個人データを処理する第35条GDPRに基づくデータ保護影響評価の実施において依頼人を支援することを約束します。
- 26.4 納入された高リスクの人工知能システムのリスクプロファイルまたは適合性に影響を及ぼす可能性のある変更は、不当に遅延することなくクライアントに通知されるものとします。請負業者は、当該変更後であっても、第16条以下の要件を保証するものとします。人工知能法の遵守は継続します。